

## 旧視力判定基準を満たさず「他職適」となった社員の 運転士養成又は運転士に復帰の道が開ける！

本部は8月23日、業務委員会を開催し、会社から「医学適性検査視器検査における視力判定基準の一部改正に伴う運転士養成等について」の説明を受けました。

医学適性検査の視力判定基準が平成24年4月1日に改正されたことに伴い、旧基準を満たすことができず「他職適」となった社員の一部について「再度運転士養成又は運転士への復帰の機会を設ける」というものです。（詳細は『業務速報No.818』を参照して下さい）具体的には、対象者23名に対し希望を調査し、本人の希望に基づき運転士に養成又は運転士復帰教育を行う、運転士養成時機はH25年度以降、運転士復帰教育は再異動とみなし、現場で教育を行うことが明らかになりました。

運転士養成又は復帰の道を開いた理由について、会社は「JR採用運輸系統社員は3職種経験してもらうのが望ましく、今年4月に視力基準が変更になった機会を捉え再チャレンジしていただき、3職種経験してもらおう」と説明しました。

また運用については「医学適性検査の結果を受けて、今後は車掌として頑張っていくと決意をしている社員であるから、無理やり運転士に養成あるいは復帰させるつもりはない」ことが明らかになりました。これに対し本部は「本社は強制しないと言うが、現場に行くと3職種経験が優先され、強制になりかねない」と懸念を表明しました。これに対し会社は「しっかり現場を指導していく」ことを明言し、本部もこれを確認しました。

**対象者は全社で23名、現在全員車掌  
本人の希望が第一！**

**心情に配慮することを確認！**

**運輸3職種を経験することが望ましいから  
といって、車掌で頑張っている社員に対し  
運転士養成・復帰を強制しないこと！**